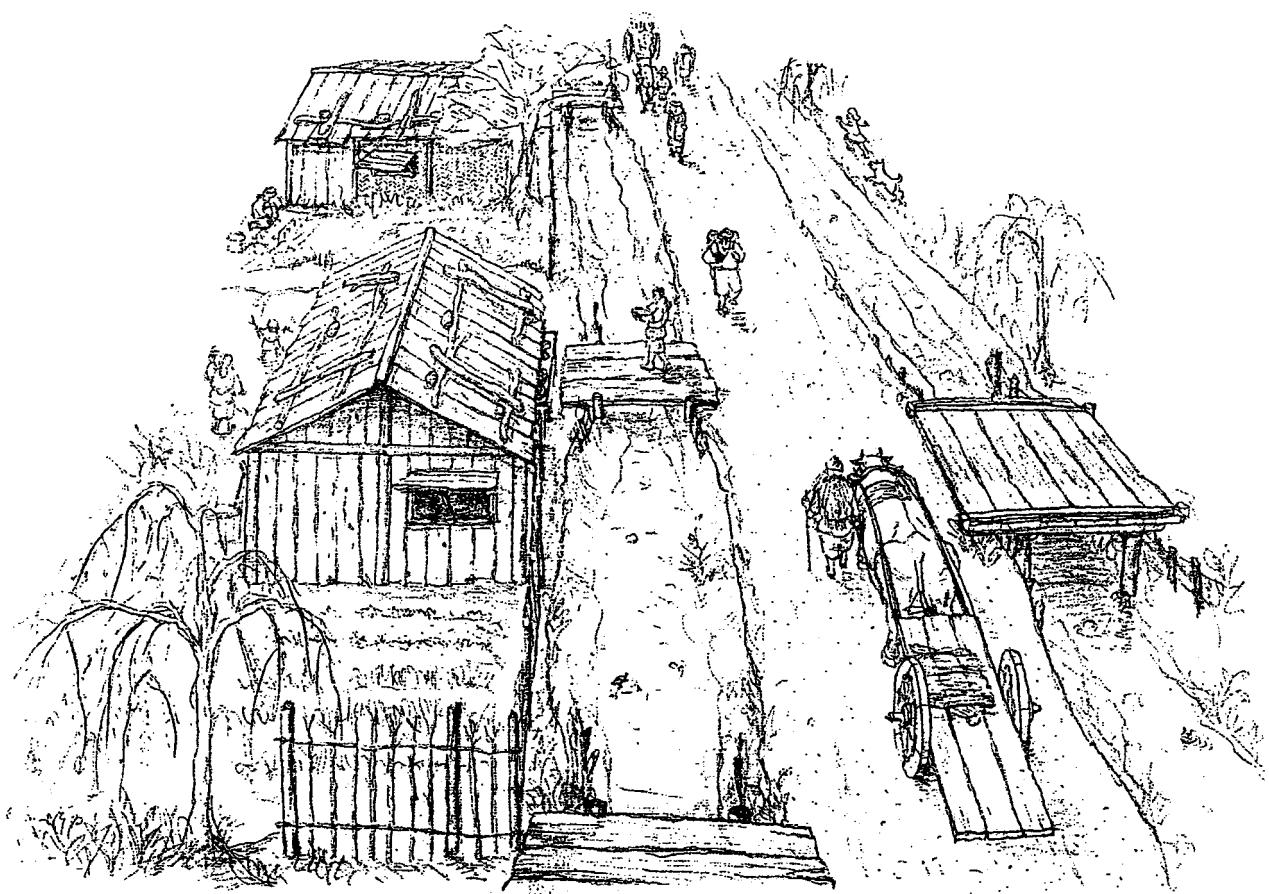


へいあんきょううきょうはちじょうにほうにちょう
平安京右京八条二坊二町

— 京都市立七条小学校敷地内の発掘調査 —



今回の調査で検出した道路や建物あるいは轍の痕跡などをもとに

平安京が造営されて少しへたころの情景を想像してみました。

遺跡 平安京右京八条二坊二町
所在地 京都市下京区西七条石井町61 京都市立七条小学校
調査担当者 辻 裕司・近藤知子
調査原因 京都市立七条小学校プール改築工事に伴う事前の発掘調査
調査期間 1993年12月15日～1994年3月31日
調査面積 約510m²

調査の概要

右京八条二坊二町は、平安京の官営市の一である西市の外町に南接する遺跡である。

今回の調査成果のうち特記すべき事柄としては

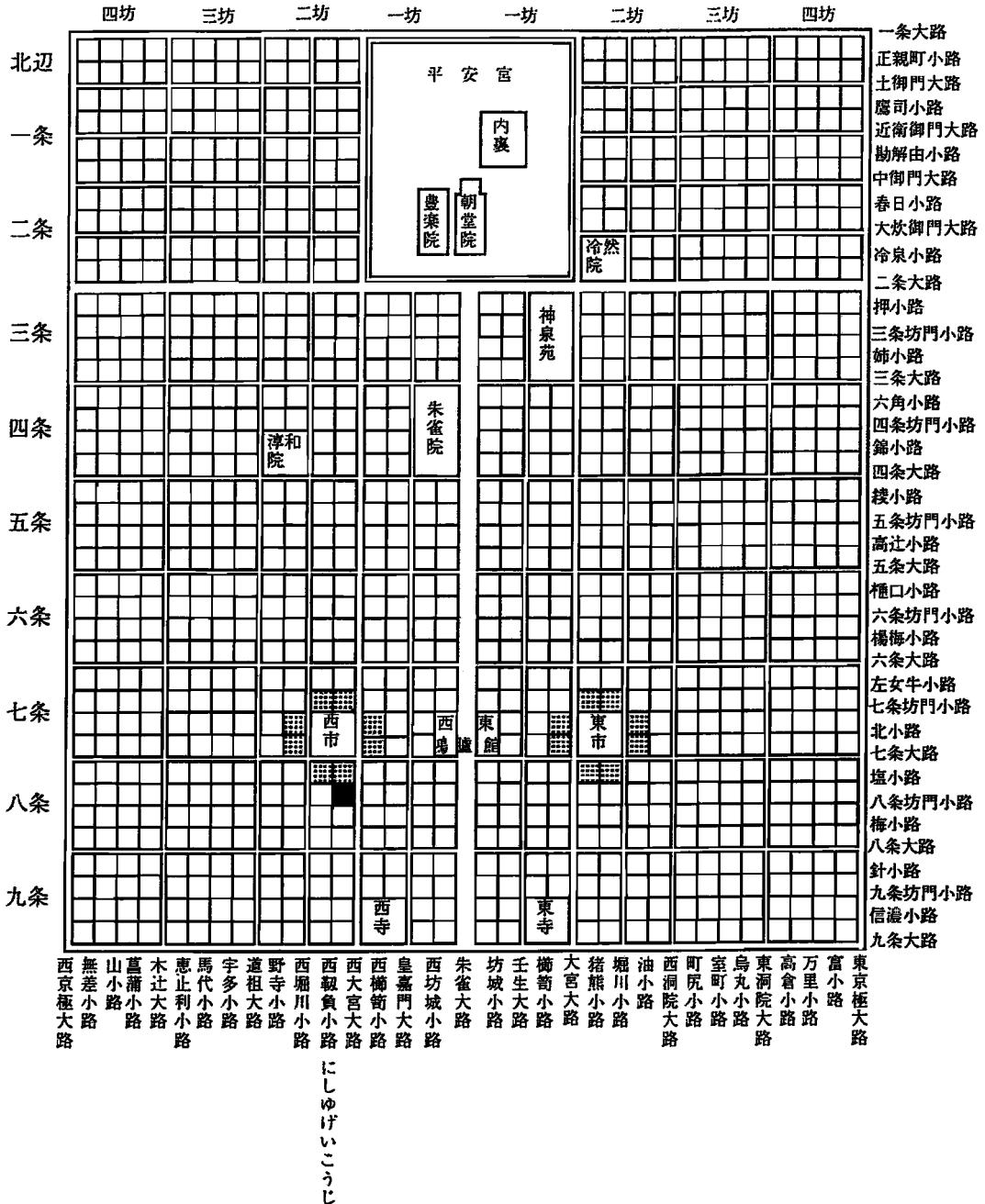
- 1) 当該地域は平安京（延暦13年＝794年に遷都）が造営されてからあまり時間経過を経ずして形成されたこと
- 2) 宅地内は西敷負小路に面した箇所について四行八門制に従って施工され、いずれも宅地規模が最小単位（一戸主）を示すことが挙げられる。

具体的な遺跡の様相を示すと、西敷負小路のほぼ全形を検出できたこと、東・西側溝の肩口で護岸施設を検出しているが、護岸施設には橋が想定できること、道路に面した建物を検出したことなどを含め宅地内で一戸主ごとの活用状況を明かにすることことができたこと、暗渠排水施設を検出したこと。暗渠敷設時に斎串を底面に敷き詰めており、祭祀具の使用形態の一つを把握できたこと、宅地内で「延暦二十四年」の年号のある木簡が出土したことなどがあるが、それぞれが密接な関係にあることを確認しており、平安京研究に新たな資料を提示できたものと考えている。

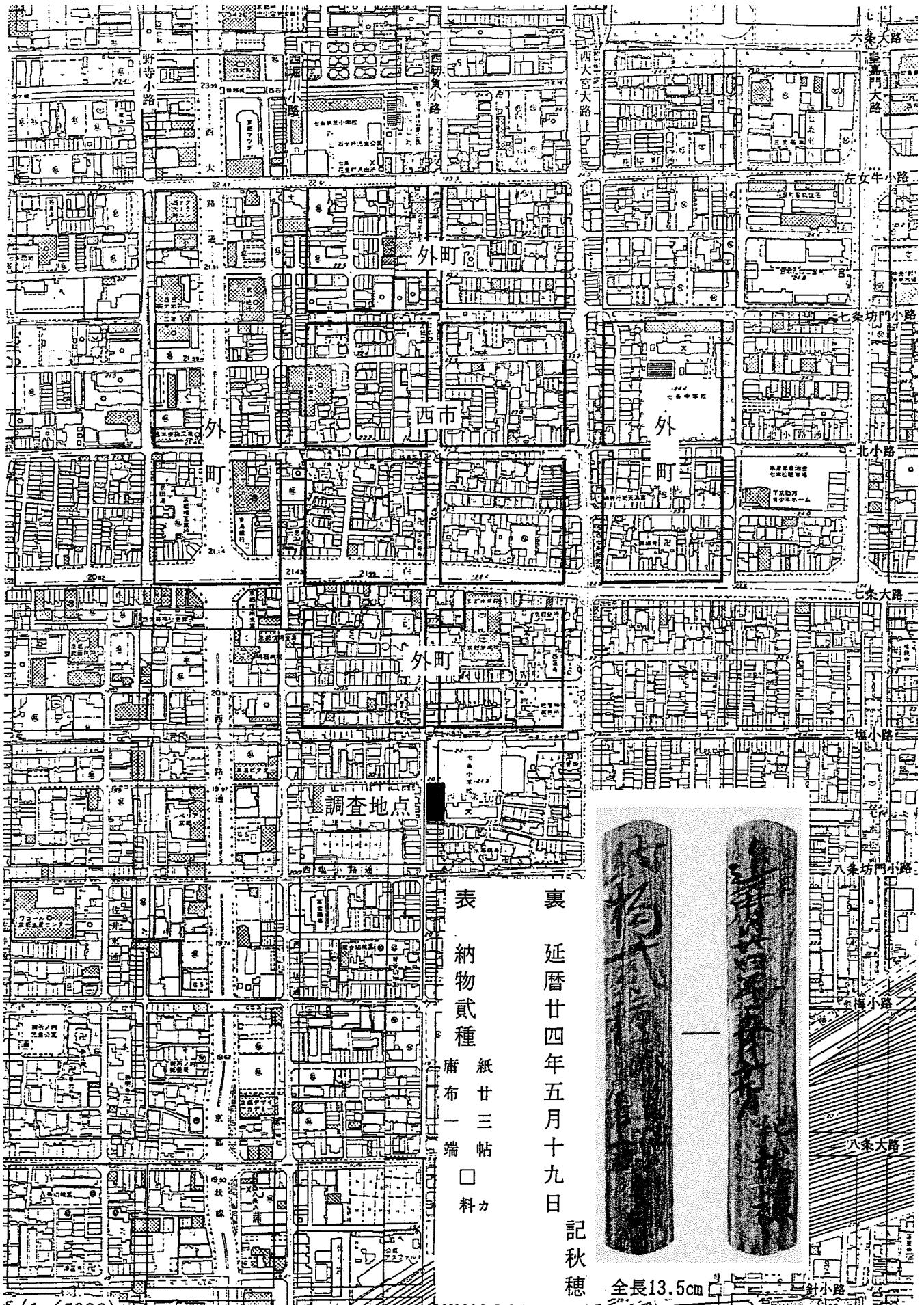
平安京

右京

左 京



平安京図の中の黒塗部分が右京八条二坊二町跡である。この四角が1町という宅地の基本形で、一辺が40丈（約120m）四方ある。1町の中はさらに細分される場合があり、今回の調査では1町を32分の1に分ける最も小さな宅地の単位を検出することができた。



秋穂記

全長13.5cm

1 遺構

西馴負小路

西馴負小路は方2町の西市の中央を南北に貫く主要道路のひとつである。

西馴負小路を構成する施設としては、今回の調査で東築地心想定線上の柱列・東側溝・西側溝・道路敷・側溝内の護岸等を検出している。平安京跡でこれほどまでに条坊遺構が整った状態で検出できた例は極めて少ない。

道路敷は約34mにわたって検出した。上面には、細い砾と砂を使用して堅固な道路敷を敷設している。道路敷の幅は約4.0mあり、規定の数値（2丈3尺=約6.9m）からするとかなり幅は狭いが、これは後述する側溝幅の影響を受けた結果であろう。道路敷上面には荷車などの車の通った痕跡である轍の跡が明瞭に遺存している。轍は一対としてとらえることはできていないものの、数条検出している。

東側溝は幅約2.8m、検出面からの深さ約0.4mあり、溝の底面は比較的早い流れのために削られ凹凸が顕著である。9世紀前半から後半に属する遺物が出土している。上面からは獸骨（牛・馬・犬など）が大量に出土している。

西側溝は検出した護岸の幅で約2.0m、検出面からの深さ約0.5mある。溝底面の状態は東側溝と同様である。

柱列はおおよそ西馴負小路東築地心想定線の位置で検出した。柱列は一直線に並ぶものではなく、方向や柱間などは異なる。

側溝内の護岸は4箇所で検出した。護岸には一戸主の宅地に面した位置にあるものと、東西方向の高まりに直交する位置にあるものがある。

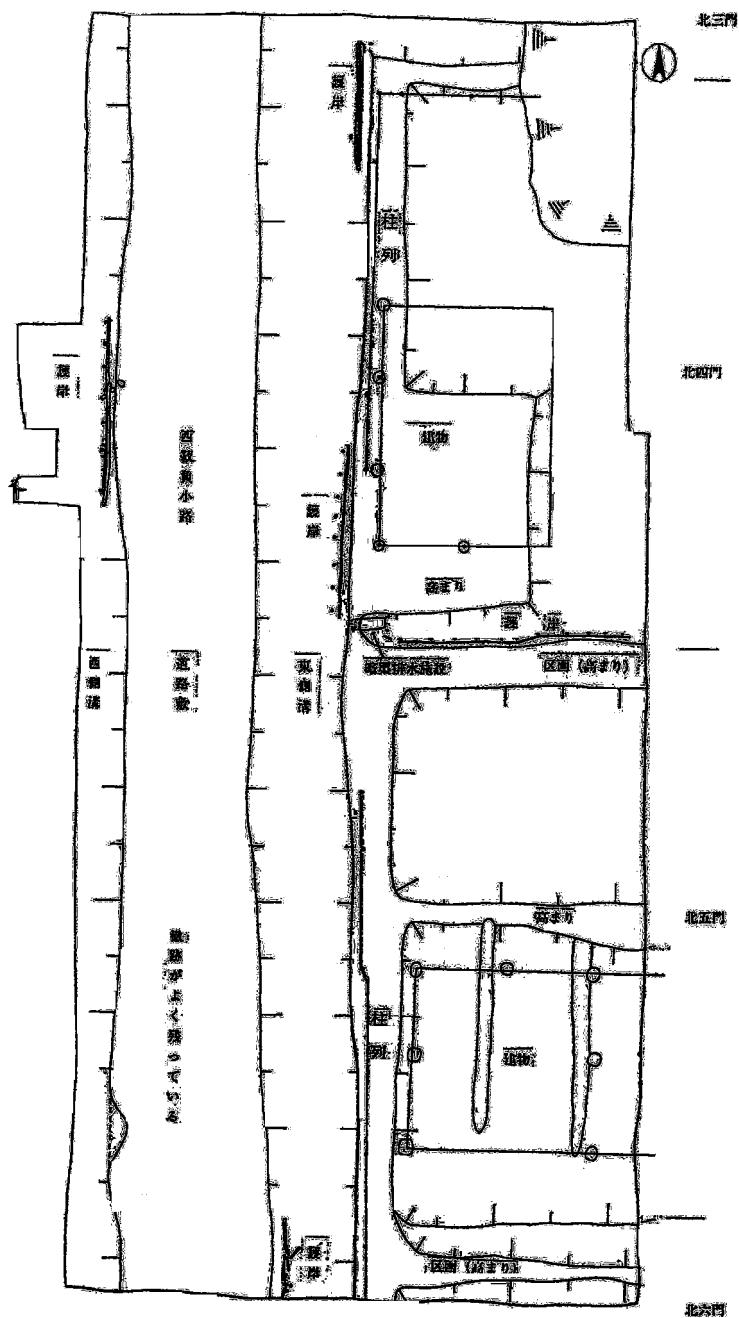
これまでの調査概要

右京八条二坊二町跡ではこれまでに2次にわたりの発掘調査が実施され
ており、これまでの調査概要を示しておく。

調査年度	調査面積	調査原因	出土遺物
一次調査	1983	491m ²	校舎改築
二次調査	1985	150m ²	給食室改築

※一次調査 東三行・四行、北五門・六門の4戸主分の調査を実施、建
物跡や池状遺構が検出されている。池状遺構の東肩口は複数にわたり杭や
板材による護岸を施す。また、池状遺構の中には南北方向の路面状を呈す
る土堤があり、土堤中央は東三・四行界に相当する。池状遺構からは平安
時代前期に属する遺物が出土しており、木簡では付札・習書木簡、木製品
では田下駄・木履・下駄・扇・鏡状製品・皿・漆器椀・漆器蓋・箸・曲物
・独楽・斎串・人形・舟形など、および土器・瓦類がある。

※二次調査 東四行、北二・三門の2戸主分および西轍負小路の調査を
実施した。西轍負小路は9世紀～10世紀に属する。二町の北二・三門界で
区画施設を検出している。各遺構からは平安時代前期から中期に属する遺
物が出土している。遺物内容は一次調査のものとほぼ同一であるが、木製
品ではそれ以外に弓・鋤などが、土器類では長沙窯の白釉緑彩水注など、
その他、錢貨（和銅開寶など）、獸・人骨、食品植物の種実などがある。



调查区平面模式图 (1/200)

2 遺物

調査では9世紀前半から10世紀に属する遺物が出土した。未整理の状態であるためこれまでに判明しているものについてのみ概略を示す。

土器類 土器類には土師器・須恵器・黒色土器・綠釉陶器・灰釉陶器・輸入陶磁器・土製品などがある。なかでも中国から輸入された長沙窯白釉綠彩陶器はほとんど出土例のない貴重なものである。

瓦類 軒丸・軒平瓦、丸・平瓦などがある。

木製品 木簡、木簡の削り屑、墨書絵、漆器椀、漆器盤、箸、木皿、櫛下駄、木沓、曲物、建築部材、糸巻、人形、斎串などがある。

銭貨 和銅開珎、神功開寶、隆平永寶、富壽神寶、長年大寶がある。

その他 獣骨・種実などがある。

特筆すべき遺物としては「延暦二十四年（805）」を伴った土器群が挙げられる。出土した土器群はおおよそこの実年代の範囲に収まるものと考えており、これまでの土器編年研究をさらに補強するものであろう。

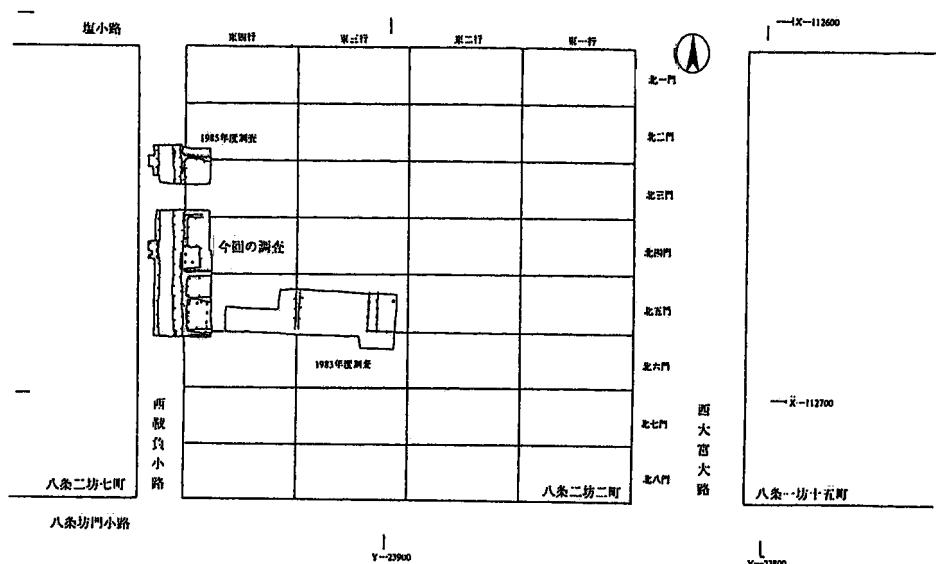
3 おわりに

今回の調査成果を総合すると、先に示したように遷都されてからほどんど間を置かずしてこの付近に条坊施設（ここでは西馴負小路）が敷設され、宅地割りが施工されたことが明かになった。これら一連の大規模な造営工事が当時の政治的な背景によるものであることを想定できる。一方、班給された宅地内や宅地に面する柱列（柵列）などにはそれぞれの戸主ごとに私的な要素を見ることもできる。

西市に近接するこの場所に平安新京造営のあわただしい姿や、長岡京から新京に移ってきた人々の姿を垣間見ることができるのでないだろうか。

二町内の遺構

二町内の西端で四行八門制に従ったと考えられる東西方向の区画施設、建物等を検出した。区画施設は北三・四門界、北四・五門界、北五・六門界に該当する。従って、区画で示せば、東四行の北四門・北五門および北三門・北六門の一部を検出したことになる。これが一戸主の単位である。



四行八門制による宅地割と調査区の位置図 (1/2000)

区画施設は東西方向を示す高まりを3条検出している。高まりおよび柱列のある箇所の上面は一連の工程によって造作されていた。

調査区中央の高まりには崩落を防ぐ目的で護岸を施している。護岸の西延長部には厚板があるがこれは宅地側に溜まった雨水を排出する目的の暗渠排水施設と考えている。底面には斎串が複数枚敷き詰められており当該地で祭祀が行われたことを示している。

北四門にある建物は南北3間・東西1間分を検出している。復原すれば南北方向に長い 2×3 間の建物が想定できる。

北五門にある建物は東西2間・南北2間分を検出している。延暦24年木簡が出土した層位より新しい建物である。

